

所管部課	教育部 生涯学習課	部長	小俣 学		
件名	東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市体育施設等に関する条例施行規則			
	部課機関	まちづくり部			
1. 要 旨					
<p>(仮称) 東京街道運動広場については、当該施設が東京都から市に譲与された後、公園施設として市が管理・運営することとなっている。</p> <p>そこで、当該施設を市の公園体育施設として位置付け、市の運営内容について定める必要があることから、本条例の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>市の公園体育施設として、別表第2に名称及び位置、別表第3に休場日、別表第4に開場時間、別表第5(5)の次に利用料金の上限を各々明記する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日とする。 原則的には、公園の供用開始の告示日を公布の日とする(令和6年8月頃を見込む)。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>市民の供用開始に向け、適正な事務執行が図られる。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
<p>(1) 文書課審査済み。</p> <p>(2) 令和6年1月25日開催の令和6年第1回東大和市教育委員会定例会において審議済み。</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
当該施設の管理・運営については、指定管理による委任を予定している。					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
令和6年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。